

「自動車リコール制度に関する建議」の今後のフォローアップについて

平成 23 年 1 月 14 日
消 費 者 委 員 会

当委員会の「自動車リコール制度に関する建議」（平成 22 年 8 月 27 日）に対する国土交通省及び消費者庁における実施状況について、本日開催された第 44 回消費者委員会において、両省庁からその報告を受けた。

両省庁ともに、概ね、建議事項に前向きに取り組んでいることがうかがわれるが、両省庁が実施するとしている周知活動、体制強化、及び情報提供の拡充等の取組については、その効果の検証が必要であり、また、「引き続き検討する」等との報告があった事項については、その検討結果について消費者の視点で注視していく必要があることから、当委員会としては、別紙のとおり、適時適切な時期にフォローアップを実施してまいりたい。

(別紙)

「自動車リコール制度に関する建議」の今後のフォローアップ項目(案)

平成23年1月14日
消費者委員会

建議事項(平成22年8月)	実施状況の回答内容(平成22年12月)	フォローアップ項目
<p>(建議事項①) 国土交通省は、以下の点に留意して、事故・不具合情報の収集及び公表制度の抜本的な改善を図ること</p>		
<p>○「自動車不具合情報ホットライン」の存在を消費者に周知し、十分な情報収集を図ること</p>	<p>自動車不具合情報ホットライン(以下、「ホットライン」という。)について周知を図るため、自動車工業会等に協力を依頼し、全メーカー(14社)のホームページにホットラインのリンクが設置された。また、全国の都道府県・市町村等(1959箇所)にも協力を依頼し、茨城県笠間市等の広報誌にホットラインの紹介が掲載された。</p> <p>この他にも、国土交通省メールマガジン等においてもホットラインの紹介を継続的に実施している。</p> <p>今後、JAFメイト(発行部数約1,150万部)等への広告及びインターネットポータルサイトへのオンライン広告を平成23年2月から3月にかけて行うほか、平成23年度から自動車検査証の裏面にホットラインの紹介を掲載する。</p> <p>なお、ユーザーからの不具合情報の収集や調査分析体制を強化するため、「不具合情報調査推進室」を新設することとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none">●「自動車不具合情報ホットライン」の周知の取組の効果についての検証結果●「不具合情報調査推進室」における不具合情報の収集状況や同室を設置したことによる成果等
<p>○メーカー等に対する事実確認を適時に行うこと</p>	<p>国土交通省では、事案の危険性・多発性等を評価し、設計・製造に起因するような不具合であることが疑われるものについて、メーカー等に事実確認を行っている。今後とも、ユーザー目線に立って事実確認を適時・適切に行う。</p>	

建議事項（平成 22 年 8 月）	実施状況の回答内容（平成 22 年 12 月）	フォローアップ項目
○上記の事実確認において得られた情報について、できるだけ詳細に公表すること	ユーザーからの不具合情報をもとにメーカー等に対して行った事実確認の結果については、今後、注意喚起のため、緊急に行う必要があるものについて、直ちに公表する。それ以外については、適切な使用や保守管理及び不具合発生時の適切な対応を促進するのが必要な事案の選定や統計的な整理を行い、定期的に公表する。	
○メーカー等から四半期ごとに報告されている不具合情報を整理のうえ、消費者の注意喚起に資する情報を公表すること	国土交通省では、メーカー等から四半期毎に報告されている事故・火災情報について、適切な使用や保守管理及び不具合発生時の適切な対応を促進するため、個々の事故・火災の概要や原因について公表している。今後、事故・火災以外の四半期毎の不具合情報についても、ユーザーの不具合情報への関心が深まるよう、ユーザーへの注意喚起が必要な事案の選定や統計的な整理を行い、定期的に公表する。	
（建議事項②） 消費者庁は、		
○国土交通省と連携して、同省が保有する情報が、消費者庁とすみやかに共有され、事故情報データベースに反映されるようにすること	<p>消費者庁は、国土交通省との検討の結果、同省が保有する情報を以下のとおり事故情報データベースに反映することとしている。</p> <p>(1) 自動車の不具合による事故・火災情報(発生日、車名、事故の内容等) 年内を目途に事故情報データベースに反映する。対象は、事故発生日が2009年4月1日以降の全ての情報とする。</p> <p>(2) 自動車の不具合情報(車名、不具合申告内容等) 所要のシステム改修を経た上で、年度内を目途に事故情報データベースに反映する。対象は、国土交通省自動車不具合ホットラインにおける受付日が2011年1月1日以降分のうち、生命・身体に関する消費生活上の事故情報と消費者庁が判断した情報とする。</p>	

建議事項（平成 22 年 8 月）	実施状況の回答内容（平成 22 年 12 月）	フォローアップ項目
<p>○事故情報データベースにおいては、事故情報の公表が不十分であるため、運用の改善を図ること</p>	<p>消費者庁は、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>(1)「一般消費者向けサイト」と「行政向けサイト」で情報件数、情報内容が違うことについて</p> <p>両者の情報件数が違うことに関しては、一般消費者向けには国民生活センター及び各都道府県・政令指定都市の中心となる消費生活センター（いわゆるメインセンター）の情報のみを掲載していたためであり、今後、他の消費生活センター等（799ヶ所）の情報も掲載対象とする。</p> <p>具体的には、2010年10月末～11月末に実施した上記799ヶ所のセンター等への確認の結果、794ヶ所を2月初めを目途に事故情報データベースに掲載する。残りのセンター等については、所定の手続き（個人情報保護に関する審議会に諮るなど）が必要なことから、条件が整い次第順次追加することとする。</p> <p>また、情報内容の違いは、「一般消費者向けサイト」には相談を要約した情報を公開しており、「行政向けサイト」には、相談の詳細を公開しているためである。相談の詳細は相談業務に資する情報として相談員が入力し、各自治体が決裁しているものであり、相談業務への影響を留意した上で、事故の詳細等の情報提供の在り方について検討していく。</p> <p>(2)「一般消費者向けサイト」と「行政向けサイト」ともに処理結果が公表されていないことについて</p> <p>処理結果については、関連する規程等の見直しやシステムの改修等必要な措置を行い、「行政向けサイト」で閲覧可能にしていく。</p>	<p>●事故情報データベースにおける、事故の詳細等の情報提供の在り方についての検討状況及び検討結果</p>

建議事項（平成 22 年 8 月）	実施状況の回答内容（平成 22 年 12 月）	フォローアップ項目
<p>(建議事項③)</p> <p>国土交通省は、再リコール事案につき早急に検討を行い、次のような対策を講じること</p>		
<p>○既にリコールを実施した車両について、①当該リコールと同種の不具合が再発した情報を得た場合や、②当該不具合を理由とした2回自以降のリコール届出があった場合、これらの情報及び改善措置に対して、適切かつ効果的な技術検証を実施すること</p>	<p>国土交通省では、リコールに関する技術検証については、再リコールか否かにかかわらず、これまでも不具合情報や改善措置に関し確に実施してきたところであるが、今後、(独)交通安全環境研究所の技術検証体制を強化するとともに、再リコール事案の届出が行われた際には、技術検証を積極的に活用することとした。技術検証の結果、仮に再々リコールが行われるような事案である場合には、迅速にその届出が行われるように指導する。また、技術検証の結果を踏まえ、メーカー等の原因究明方法において改善の余地があると認められる場合には、その改善について指導する。</p> <p>なお、再リコールを起こさないよう、リコールを一度で行うために時間をかけて対策が遅れるよりも、暫定的であっても迅速にリコールが行われることが重要であり、再リコールの実施そのものが安全確保の観点からも問題であるとは考えていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●(独)交通安全環境研究所の技術検証体制を強化したことによる成果 ●再リコール事案の原因に係る分析・検証（事業者指導の状況を含む）
<p>○リコール届出における対象車両の範囲を誤らないようにするために、メーカー等からの不具合情報の報告、リコール届出、立入検査等の機会に、部品の組み付けや製造工程の情報等の管理状況(実施体制を含む)について適切に把握できるよう、監査方針を見直すこと</p>	<p>国土交通省では、従来からリコール対象車両の特定が適切に行われるよう指導してきたところであるが、今般、監査の方針を見直し、リコール対象車両特定のための実施体制や管理体制の状況を監査の際に確認することを明記した。</p>	

建議事項（平成 22 年 8 月）	実施状況の回答内容（平成 22 年 12 月）	フォローアップ項目
<p>(建議事項④) 国土交通省は、</p> <p>○リコールの迅速な届出を促進するために、明確な基準・目標等を示すこと</p>	<p>メーカー等が不具合の初報を入手してからリコール届出に至るまでの全ての過程において、迅速化を図ることが重要であり、国土交通省では常日頃から監査、リコール届出時等を通じて指導してきた。</p> <p>リコール届出に至るまでに、メーカー等は不具合情報の調査分析、原因の特定、改善措置内容の決定、対象範囲の絞り込み等を実施するが、各過程に要する期間については不具合の内容により大幅に異なることから、これらの期間を一律に定めることは現実的ではない。しかしながら、メーカー等がリコールに関する原因、改善措置内容、対象範囲等を確定し、リコール届出の最終決定を行った際には、迅速な届出が行われることが重要であるため、最終決定から国土交通省に届け出るまでの期間(日数等)について明確な基準を設けることとする。</p>	<p>●リコールの実施の最終決定から国土交通省に届け出るまでの期間（日数等）に係る基準設定の遵守状況</p>
<p>○リコール情報がより確実にユーザーに届き、リコールの実施率が向上するよう、その進捗状況を一層注視するとともに、ユーザーに対しても、自動車の登録手続や改善措置の実施の重要性について効果的な周知を行うこと</p>	<p>リコールの実施率については、その進捗状況をメーカー等から定期的に報告させ、今後とも注視していくこととしている。また、リコールの実施率が向上するよう、自動車の変更登録及び移転登録手続並びに改善措置の実施の重要性について、国土交通省のホームページへ掲載するとともに、国土交通省メールマガジン等において継続的に周知している。</p> <p>さらに、今後も、自動車の変更登録及び移転登録手続の重要性について、自動車登録等適正化推進協議会を通じてリーフレットを作成し、平成23年1月以降に配布する。また、平成23年度から自動車検査証の裏面に、自動車の変更登録及び移転登録手続並びに改善措置の実施の重要性を掲載する。</p>	

建議事項（平成 22 年 8 月）	実施状況の回答内容（平成 22 年 12 月）	フォローアップ項目
<p>○リコールに関連する制度（改善対策・サービスキャンペーン）についてもより一層の周知を行うこと。また、中期的な課題として、市場措置の届出区分（リコール・改善対策・サービスキャンペーン）について、現在のあり方を見直すこと</p>	<p>リコールに関連する制度について周知を図るため、国土交通省のホームページに制度について掲載等した。</p> <p>また、市場措置の届出区分（リコール・改善対策・サービスキャンペーン）については、ユーザーにとっての分かりやすさ等の観点から、中期的な課題として検討を継続する。</p>	<p>●市場措置の届出区分（リコール・改善対策・サービスキャンペーン）についての検討状況及び検討結果</p>